

公示

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）に基づき下記のとおり公示します。

2024年12月11日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役 理事

記

1. 公示件名：ウクライナ国メンタルヘルスケア・がん治療にかかる情報収集・確認調査（QCBS-ランプサム型）（ファスト・トラック制度適用案件）
2. 競争に付する事項：企画競争説明書第1章1. のとおり
3. 競争参加資格：企画競争説明書第1章3. のとおり
4. 契約条項：
「調査業務用」契約約款及び契約書様式を参照
5. プロポーザル及び見積書の提出：
企画競争説明書第1章2. 及び6. のとおり
6. その他：企画競争説明書のとおり

企画競争説明書 (QCBS-ランプサム型)

業務名称：ウクライナ国メンタルヘルスケア・がん治療にかかる
情報収集・確認調査（QCBS-ランプサム型）（ファスト・トラック制度適用案件）

調達管理番号：24a00829

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する見積書の見積額に基づいた価格評価点の総合点により評価・選定を行うことにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、契約交渉権者を行う契約交渉において協議し、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

2024年10月版となりますので、変更点にご注意ください。

2024年12月11日

独立行政法人国際協力機構

国際協力調達部

第1章 企画競争の手続き

1. 競争に付する事項

(1) 業務名称：ウクライナ国メンタルヘルスケア・がん治療にかかる情報収集・確認調査（QCBS-ランプサム型）（ファスト・トラック制度適用案件）

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください¹。（全費目課税）

なお、本邦招へいに係る業務については、別途「技術研修等支援業務実施契約約款」を適用した契約を締結します。当該契約の最終見積書においては、本体契約と本邦招へいに分けて積算してください。

(4) 契約履行期間（予定）：2025年2月～2026年1月

先方政府側の都合等により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議の上決定します。

(5) ランプサム（一括確定額請負）型

本件について、業務従事実績に基づく報酬確定方式ではなく、当該業務に対する成果品完成に対して確定額の支払を行うランプサム（一括確定額請負）型にて行います。

2. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

国際協力調達部 契約推進第一課/第二課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

(2) 調査実施担当部

中東・欧州部ウクライナ支援室

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

¹ 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。

No.	項目	日程
1	資料ダウンロード期限	2024年12月17日まで
2	企画競争説明書に対する質問	2024年12月18日 12時まで
3	質問への回答	2024年12月20日まで
4	本見積額（電子入札システムへ送信）、本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出日	2025年1月7日 12時まで
5	プレゼンテーション	行いません。
6	プロポーザル審査結果の連絡	見積書開封日時の2営業日前まで
7	見積書の開封	2025年1月17日 10時
8	評価結果の通知日	見積書開封日時から1営業日まで
9	技術評価説明の申込日（順位が第1位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日まで （申込先： https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM ） ※2023年7月公示から変更となりました。

3. 競争参加資格

（1）各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2024年4月（2024年10月追記版）」を参照してください。

（URL：

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>）

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

（2）利益相反の排除

特定の排除者はありません。

（3）共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（１）の２）に規定する競争参加資格要件のうち、１）全省庁統一資格、及び２）日本登記法人は求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

4. 資料の配付

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」に示される手順に則り各自ダウンロードしてください。

https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf

提供資料：

- ・ 第 3 章 プロポーザル作成に係る留意事項に記載の配付資料

5. 企画競争説明書に対する質問・回答及び説明書の変更

（１）質問提出期限

１）提出期限：上記 2. （３）参照

２）提出先：<https://forms.office.com/r/19g60HTB26>

注 1) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしていません。

（２）回答方法

上記 2. （３）日程の期日までに以下の JICA ウェブサイトに掲載します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

6. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：上記2. (3) 参照

(2) 提出方法

国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。

(<https://partner.jica.go.jp/>)

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください。

(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

ただし、入札書は電子入札システムを使用して行います。

1) プロポーザル

- ① 電子データ (PDF) での提出とします。
- ② プロポーザル等はパスワードを付けずに格納ください。

2) 本見積額

- ① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額（消費税は除きます。）を、上記2. (3) 日程の提出期限までに電子入札システムにより送信してください。
- ② 上記①による競争参加者の本見積額により価格点を算出し、総合点を算出して得られた交渉順位の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。この際に、交渉順位1位となった競争参加者には上記の本見積額に係る見積書（含む内訳書）にかかるパスワードを求めます。

3) 本見積書及び別見積書、別提案書

本見積書、別見積書（第3章4. (4) に示す項目が含まれる場合のみ）、及び別提案書（第3章4. (3) に示す上限額を超える提案がある場合のみ）はパスワードを設定した PDF ファイルとして格納してください。なお、パスワードは、JICA 国際協力調達部からの連絡を受けてから e-koji@jica.go.jp へ送付願います。

別見積については、「第3章4. (4) 別見積について」のうち、1) の経費と2)～3) の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください（ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いいたします）。

(3) 提出書類

1) プロポーザル・見積書・別見積書

2) 別提案書（第3章4. (3) に示す上限額を超える提案がある場合のみ）

(4) 電子入札システム導入にかかる留意事項

1) 作業の詳細については電子入札システムポータルサイトをご確認ください。
(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>)

2) 電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

7. 契約交渉権者の決定方法

(1) 評価方式と配点

プロポーザルに対する技術評価点と見積書に対する価格評価点を合算して評価します。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、**配点を技術評価点80点、価格評価点20点とします。**

(2) 評価方法

1) 技術評価

「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」の別紙「プロポーザル評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」

② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」

③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

また、第3章4. (3) に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

技術評価点が基準点（100点満点中60点を下回る場合には不合格となります）。
なお、合否の結果をプロポーザルに記載のメールアドレス宛にお知らせします。不合格の場合、電子入札システムに送信いただいた見積額の開札は行いません。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

2) 評価配点表以外の加点

評価で 60 点以上の評価を得たプロポーザルを対象に以下について加点します。

① 業務管理グループ制度及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者 1 名の配置）としてシニア（46 歳以上）と若手（35～45 歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律 2 点の加点（若手育成加点）を行います。

3) 価格評価

価格評価点は、①最低見積価格の者を 100 点とします。②それ以外の者の価格は、最低見積価格をそれ以外の者の価格で割り 100 を乗じます（小数点第三位以下を四捨五入し小数点第二位まで算出）。具体的には以下の算定式により、計算します。

① 価格評価点：最低見積価格＝100 点

② 価格評価点：（最低見積価格／それ以外の者の価格）×100 点

ただし、ダンピング対策として、競争参加者が第 3 章 4.（3）に示す上限額の 80%未満の見積額を提案した場合は、上限額の 80%を見積額とみなして価格点を算出します。

上限額の 80%を下回る見積額が最も安価な見積額だった場合、具体的には以下の算定式により価格点を算出します。

最も安価な見積額：価格評価点＝100 点

それ以外の見積額（N）：価格評価点＝（上限額×0.8/N）×100 点

*最も安価ではない見積額でも上限額の 80%未満の場合は、上限額の 80%を N として計算します。

4) 総合評価

技術評価点と価格評価点を 80：20 の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分をそれぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

$$(\text{総合評価点}) = (\text{技術評価点}) \times 0.8 + (\text{価格評価点}) \times 0.2$$

(3) 見積書の開封

価格評価点の透明性確保のため、電子入札システムを介して提供された本見積額（消費税抜き）は上記 2.（3）日程に記載の日時にて開封します。また、電子入札システムへの送信額は消費税抜き価格としてください。電子入札システムにて自動的に消費税 10%が加算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。

なお、技術評価の確定に時間を要し、見積額の開封の日時が延期されることもあります。その場合、競争参加者に対し、再設定された日時を連絡します。

※不合格の場合、電子入札システムへ送信いただいた見積額は開札しません。

(4) 契約交渉権者の決定方法

- 1) 総合評価点が最も高い競争参加者を契約交渉権者として決定します。
- 2) 総合評価点が同点であった場合は、技術評価点の高い競争参加者を優先します。
- 3) 最も高い総合評価点が複数あり、更にその内複数の技術評価点が同点であった場合は、くじ引きにより契約交渉権者を決定します。

8. 評価結果の通知・公表と契約交渉

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記2.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

9. フィードバックのお願いについて

JICAでは、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」、別紙「プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第1条 調査の背景

2022年2月24日に始まったロシア連邦によるウクライナ侵略（以下「侵略」）は、ウクライナ国民の健康状態に深刻な悪影響を与えており、中でもメンタルヘルスやがん治療に与える大きな影響が認められる。

メンタルヘルスについては、1000万人の国民が精神疾患のリスクにさらされ、2023年の心的外傷後ストレス障害（PTSD）の新規患者数は侵略前の2021年対比で4倍に増加している。一方、侵略前のウクライナでは人口10万人当たりの医師数がEU27か国の平均を下回っていたこともあり、侵略開始後の急増した治療需要に対し、精神科医・臨床心理士等の数が不足している。長引く侵略による国民の不安を軽減し、生活を安定させるためにも、メンタルヘルスケアの医療体制を整えることはウクライナにとって急務である。

がん治療については、侵略開始前の2021年にウクライナでは悪性新生物が2番目の死因であったが、総じてがん治療へのアクセスが整っていない。侵略前において、東欧の周辺国と比べ、がん治療が可能な病院、がん専門医の数はいずれも少なかったほか、周辺国と比べると、国内で最新の治療薬が使われることが少ない。さらに、ロシア侵略に伴う医療のひっ迫により、本来的には急務であったはずのがん治療体制の抜本的な改善に深刻な遅延が生じている。

第2条 調査の概要

新たな課題であるメンタルヘルスケアの医療体制を整備しつつ、従来の課題であるがん治療へのアクセスを改善することは、国民生活を支えるために、極めて重要である。各々の課題を効果的に解決するため、地域医療機関の医療従事者の能力向上を目的とした研修を実施する国立ボホモレッツ医科大学を本調査の実施機関として選定し、実施機関を対象としたパイロットプロジェクト及び本邦招へい等を通じて、メン

タルヘルスケア分野及びがん治療分野の現状と課題を把握し、今後の支援方針等について検討する。

第3条 調査の目的と範囲

(1) 調査の目的

ウクライナのメンタルヘルスケア体制及びがん治療体制の強化のため、「第1条. 調査の背景」に記載する基礎調査・情報収集について、「第4条. 実施方針及び留意事項」を踏まえ、「第5条. 調査の内容」に記載される活動の実施により、相手国政府関係機関及び医学教育関係者等と協同して、対象国の事情について十分な情報収集等を行う。

(2) 調査の範囲

上記(1)を達成するため、受注者は「第1条. 調査の背景」等を踏まえて、「第5条. 調査の内容」に記載する個別具体的な業務を実施する。

第4条 実施方針及び留意事項

本調査では業務の性質上、現地法人等に一部の業務を再委託で実施することを想定している。現地リソースの安全管理については JICA ウクライナ事務所等と情報交換・確認を行い、行動範囲や安全対策について調整する。

本調査期間中に必要に応じて現地での情報収集及びモニタリングを目的とした現地渡航を可能とする。ウクライナへの渡航が可能であることを前提とした見積書を作成し、実際の渡航の可否と渡航日数は現地情勢等に応じて発注者と相談の上検討すること。渡航地域は JICA の安全対策措置にて邦人渡航可能な地域のみとする。尚、渡航が困難となった場合には、必要に応じて契約変更を行う。

メンタルヘルスケア分野の VR ソフトウェア開発支援を実施する再委託先等について、発注者は再委託先候補者リストを提供する予定。

第5条 調査の内容

長期化した侵略によってあらたな課題として発生したメンタルヘルスケアの医療体制を整備しつつ、従来の課題であるがん治療へのアクセスを改善することは、国民生活を支えるために、極めて重要である。各々の課題を効果的に解決するためには、地域医療機関の医療従事者の能力向上研修に取り組む医学教育機関が適切であることを考慮し、ウクライナ政府に推奨された国立ボホモレッツ医科大学を本調査の実施機関として選定した。この調査では、ウクライナメンタルヘルスケア分野及びがん治療分

野の現状と課題を把握し、日本のメンタルヘルスケアの最新技術について同分野に従事するウクライナ専門家の理解を深めることで能力向上を図り、実施機関の運営能力を評価し、今後の支援方針等を検討するために発注者は以下の業務を受注者に委託する。

1. メンタルヘルスケア分野

(1) 情報収集

受注者は侵略開始後のメンタルヘルスケア分野のウクライナ政府の政策、改革の内容、現行体制の課題・支援ニーズ、同分野の国際医療交流の事例、各支援国の主な取り組みの内容・成果、不足する部分等について情報収集を行う。その後、受注者はウクライナ側の課題や支援ニーズに照らし合わせて日本での最新研究、政策・取組・事例等について情報収集を行った上で、2025年秋までに実施予定の招へいの内容や今後の支援の方向性等について発注者と検討する。

(2) 招へいの準備及び招へい後のフォローアップ

受注者はウクライナのメンタルヘルスケア専門家を対象とした招へいの実施に向けて日本の受け入れ機関（医学研究・教育機関、医療機関等）の選定及び受入に係る計画・調整、ウクライナ側との調整、を含む全般の準備を行う。

招へいのテーマについては、2025年2月にJICAが本調査への準備として別途実施する招へい事業等を通じて、ウクライナ側関係者と発注者との間で検討予定であることから、テーマ検討及び招へい計画等に当たっては発注者と密な連携を取ること。

招へいは下記の表①の要領での実施を想定する。なお、受入医療機関の現場の事情を考慮し、参加者を複数の小グループに分散することを認める。

表① ウクライナメンタルヘルス専門家の本邦招へいの概要²

招へいの内容	日本のメンタルヘルスケアの実績や技術について理解を深め、日本の専門家と関係を構築する
実施回数	合計1回
対象者	メンタルヘルスケア専門家
参加者数	現場担当者クラス約7名、管理職クラス約3名計10名程度
招へい研日数	1か月程度（土日（自由時間）を含む、ウクライナ⇄日本の移動日を含む）

² 招へいの準備に際して、2025年2月の招へいの結果及び実施機関のニーズを踏まえ、講義・視察等の内容について複数の医療機関等と調整を行う必要があることから、医療現場の特性を考慮した上で日本側の受け入れ機関との効果的な調整・連携に関する提案を求める。

受注者は帰国したウクライナの専門家との密な情報交換を通じて日本で得られた知識等の活用状況についてヒアリングを行い、今後の支援の可能性について発注者と検討する。

(3)パイロット事業の支援³

① 実施機関である国立ボホモレッツ医科大学の運営能力（医療機材のための環境整備、設置及び運用）を評価するためにパイロット事業を実施する。受注者は発注者と密に連携しながら2025年2月の本邦招へいの成果、情報収集及びウクライナ側の専門家のヒアリングを通じて実施機関のニーズを把握し、発注者と協議した上で、実施機関のニーズに合致した医療機材を選定する。その後、受注者はパイロット事業において国立ボホモレッツ医科大学に供与する医療機材の調達に向けて、仕様書（案）を作成し、対象の機材が日本もしくは第三国で発注者側で調達・輸送され、設置場所に運搬された後、実施機関である国立ボホモレッツ医科大学は機材を設置する。機材が実施機関に納入された後、受注者は医療器材のための環境整備、設置、運用の各段階で発生した課題等を確認する。その上で今後の支援の方向性について発注者と検討する。

② ヴァーチャルリアリティ（VR）ソフトウェア開発に関する技術支援及びモニタリング

パイロット事業として、実施機関である国立ボホモレッツ医科大学が現地の民間企業と共に開発を進めているヴァーチャルリアリティ（VR）機材用のソフトウェア（民間人を対象とした暴露療法のためのモノ）の開発を多方面から支援する。

受注者は実施機関のニーズを確認した上で、第三者機関の専門家に業務を再委託した形でVRの開発に関するコンサルテーションやVRを使った暴露療法に関する研修を実施する。また、ソフトウェアの開発状況及び現場での導入状況等を確認する。そのうえで分析を行い、現場の課題やその解決策を明確にするとともに、国立ボホモレッツ医科大学の人材育成拠点としてのポテンシャルとニーズを評価し、今後の支援の方向性等について発注者と共に検討する。

(4) 報告書作成

受注者は上記の(1)～(3)で得られた情報を分析し、メンタルヘルスケア分野の課題・ニーズを含めて今後の支援方針の検討に必要な情報を報告書にまとめる。

³ 脚注：①、②のパイロット事業は実施機関の開発課題・支援ニーズの把握、ポテンシャルの評価を行うための事業として、今後の支援方針を決定する上で重要であるため、夫々のパイロット事業の進捗状況について迅速かつ効果的なモニタリング方法に関する提案を求める。尚、モニタリング方法は遠隔及びオンサイトモニタリングを想定し、後者は現地の情勢を考慮し実施する。

2. がん治療分野

(1) 情報収集

受注者は侵略始前のウクライナ国内でのがん治療の現状と課題、侵略ががん治療に与えた影響、侵略前・侵略開始後の政策及び改革、現行体制の課題・支援ニーズ、同分野の国際医療交流の事例、各支援国の主な取り組みの内容・成果、不足する部分等について情報収集を行う。また、受注者は日ウ両国のがん治療実績等の比較や日本側リソース状況の把握を通じて、ウクライナ側の支援ニーズに対する最適な支援方針及び今後の支援可否について発注者と検討する。

(2) パイロット事業の支援⁴

実施機関であるボホモレッツ医科大学の運営能力を評価するために、がん治療に必要な特定の医療機器及びソフトウェア⁵を供与し、高度な医療器材の受入（環境整備）、設置及び運用についてその状況を確認し、収集した情報を分析し、現地の課題やその解決策を明確にし、今後の支援の方向性を検討する。

受注者はパイロット事業としてウクライナ側に提供するがん治療用の特定の医療器材の調達（2025年10月を目途）に向けて、仕様書（案）を作成し、対象の医療器材及び同器材用のソフトウェアが実施機関に運搬され、実施機関側で設置された後、受注者側で実施機関に納品確認の支援を行う。器材調達後、受注者は高度な医療器材の受入（環境整備）、設置、運用の各段階で発生した課題等を確認する。また、受注者は同医療器材用のソフトウェアの導入及び運用のために必要なコンサルテーション・研修を実施し、実施機関を支援する。更に、受注者はパイロット事業の実施状況に基づいて今後の支援の方向性等について発注者と検討する。

(3) 報告書作成

受注者は上記の(1)～(2)で得られた情報の分析を行い、ウクライナのがん治療分野の課題・ニーズを含めて今後の支援方針の検討に必要な情報を報告書にまとめる。

第6条 報告書等

2つの分野（メンタルヘルスケア、がん治療）について夫々報告書を作成する。報告書名は「ウクライナ国メンタルヘルスケア分野の現状と課題に関する情報収集・確

⁴ パイロット事業は実施機関の開発課題・支援ニーズの把握、ポテンシャルの評価を行うための事業であり、今後の支援方針を決定する上で重要であるため、パイロット事業の進捗状況について迅速かつ効果的なモニタリング方法に関する提案を求める。尚、モニタリング方法は遠隔及びオンサイトモニタリングを想定し、後者は現地的情勢を考慮し実施する。

⁵ 医療機器及びソフトウェアについては、ウクライナ側の要望に基づき JICA 側で選定済（コンピュータ断層撮影装置（CT）及び CT 用の画像作成ソフトを想定）。

認調査」、「ウクライナ国がん治療の現状と課題に関する情報収集・確認調査」とする。なお、提出期限、言語及び部数等は下記の通りとする。

報告書名	提出時期	言語	形態	部数
業務計画書	契約締結後10営業日以内	日本語	電子データ	1部
インセプションレポート	業務開始後1か月以内	日本語、英語	電子データ	1部
中間レポート	2025年6月まで	日本語、英語	電子データ	1部
ドラフトファイナルレポート	業務開始時に発注者と協議し決定する	日本語	電子データ	1部
ファイナルレポート (メンタルヘルスとがん治療の2つの分野に分けて作成)	契約履行期限末日	日本語、 ウクライナ語	製本版 CD-R	製本版:日本語3部、ウクライナ語1部 CD-R:日本語3枚、ウクライナ語1枚

- ・ 本業務を通じて収集した資料およびデータは項目毎に整理し、収集資料リストを添付して、発注者に提出する。
- ・ 受注者もしくは C/P 等第三者が従来から著作権を有する等、著作権が発注者に譲渡されない著作物は、利用許諾の範囲を明確にする。

報告書の記載内容は以下のとおり。

インセプションレポート

- 1) プロジェクトの概要（背景、経緯、目的）
- 2) プロジェクトの基本方針、実施方法、実施体制等
- 3) 詳細活動計画
- 4) 現段階の進捗状況

ファイナルレポート

- 1) 要旨
- 2) プロジェクトの概要（背景、経緯、目的、手法）
- 3) 活動内容及び成果
- 4) 実施運営上の課題、工夫、教訓（パイロットプロジェクト関連）
- 5) 収集した情報及びパイロットプロジェクトの実施状況を踏まえたウクライナ側の評価及び今後の協力の可能性に関する考察

第7条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項
(プロポーザルの重要な評価部分)

プロポーザルの作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.(2)「2) 業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書案を参照すること。なお、プロポーザルにおいては、特記仕様書案の内容と異なる内容の提案については、これを認めています。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリット及び費用／コストについての説明を必ず記述してください。見積書については、同代替案に要する経費を本見積に含めて提出することとします（ただし、上限額を超える場合は、別提案・別見積としてください）。代替案の採否については契約交渉時に協議を行うこととします。

No.	提案を求める内容	特記仕様書案での該当条項
1	迅速かつ効果的なモニタリング方法（両分野）	第5条 調査の内容 1. (3) ①、②、 2 (2)
2	招へいに際しての日本側の受入機関との効果的な調整・連携方法	第5条 調査の内容 1. (2)

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

評価対象とする類似業務：保健（メンタルヘルスケア分野及びがん治療分野）についての実績を有する場合には高く評価する。また、最も類似していると考えられる実績（3件）の中に両分野の実績を有する場合には、さらに高く評価する。）

2) 業務実施上のバックアップ体制等

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、15 ページ以下としてください。

3) 作業計画

上記1)、2)での提案内容に基づき、本業務は成果管理であることから、作業計画に作業ごとの投入量（人月）及び担当業務従事者の分野（個人名の記載は不要）を記述して下さい（様式4-3の「要員計画」は不要です）。

4) 業務従事予定者ごとの分担業務内容（様式4-4）

5) 現地業務に必要な資機材

6) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合）

7) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 評価対象業務従事者の経歴

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する業務の経験を記載願います。

・評価対象とする業務従事者の担当専門分野

➤ 業務主任者／〇〇

※ 業務主任者が担う担当専門分野を提案してください。

2) 業務経験分野等

評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付の目安、業務経験地域、及び語学の種類等は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／〇〇）格付の目安（2号）】

① 対象国及び類似地域：ウクライナ及び旧ソ連圏、または東欧

② 語学能力：英語

※ なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

2. 業務実施上の条件

(1) 業務工程

調査開始時期：2025年2月中（契約締結後）

調査終了時期：2026年1月末まで

(2) 業務量目途

1) 業務量の目途

約13.34人月

「本邦招へいに関する業務人月2.65を含む（本経費は定額計上に含まれる）。なお、上記の業務人月には、事前業務も含まれます。」

2) 渡航回数を目途 延べ3回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

(3) 現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

- ヴァーチャルリアリティ（VR）ソフト開発及びVRを使った暴露治療方法に関するウクライナ側へのコンサルテーション（ウクライナ側が進めるVR開発に関する情報収集や関連するコンサルテーション、治療方法に関するレクチャー等（オンライン実施を想定）
- がん治療用の医療機器のためのソフトウェアの初期導入及び運営に関するウクライナ側へのコンサルテーション及び研修の実施

(4) 配付資料／公開資料等

1) 配付資料

➤ 特になし

2) 公開資料

➤ ヨルダン・ハシェミット王国 ヨルダン国子どもに対する精神保健・心理社会的支援（心理的緊急処置研修の開発実施）業務完了報告書

<https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/12362422.pdf>

➤ 全世界保健医療・福祉分野における途上国ニーズと民間技術マッチングに係る情報収集・確認調査業務完了報告書（公開版）

<https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/1000047012.pdf>

(5) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	無
2	通訳の配置	無
3	執務スペース	無
4	家具（机・椅子・棚等）	無
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無

実施機関との間に発生する電子メールによるコミュニケーションは英語が可能ですが、オンライン会議及び現地でのコミュニケーションはウクライナ語となります。

(6) 安全管理

1) 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ウクライナ事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

2) ローカルリソースを活用する場合は、以下（ア）～（エ）の事項について確認し、契約書において明確化してください。その詳細は（1）～（4）を参照してください。

（ア）受注者が業務従事者に対する安全配慮を果たすことが可能であること。

（イ）合理的な範囲で取り得る安全対策を行うこと。

（ウ）安全配慮義務を受注者が負うこと。現地再委託先が業務従事者たるローカル人材に対して合理的な安全配慮を行い、そのための必要な措置を講ずること。またこの必要経費を定義すること。

（エ）契約において必要経費を適切に支弁すること。

（1）本業務従事者のローカルコンサルタント等がウクライナで活動する際には、安全対策措置や JICA 本部、JICA ウクライナ事務所及び本邦コンサルタントの指示に基づいて十分な安全対策を講じることとし、JICA ウクライナ事務所と常時連絡が取れる体制とする。本件業務実施中における安全管理体制については、必要経費を含めプロポーザルに記載すること。かかる安全対策経費に関しては、別途契約交渉時、契約時または契約期間内で変更する。

（2）ウクライナにおける治安情勢状況に鑑み、現地調査及び現地情報の収集に関しては、ローカルコンサルタントの雇用及びその支援・補助業務を現地再委託により実施することを認める。

（3）本業務再委託先のローカルコンサルタント等が、「外務省渡航情報危険レベル3以上の地域」もしくは「JICA 安全対策措置による渡航禁止地域」

（以下、「危険地域」という。）において再委託業務を実施することが想定される場合は、契約書において①再委託先が、その業務従事者への安全対策も含め、自身の責任で再委託業務を実施するように規定する、②契約時には、現地で想定される危険に対し、本業務受注企業が必要と考える安全対策の手段を明示し、そのための必要経費を計上する、③右に基づき、再委託先は業務従事者に対する安全対策を履行することを規定する、④本契約に基づく業務渡航は JICA の安全対策措置の対象となる事を再委託先に明示し、⑤再委託先は委託先及び JICA ウクライナ事務所と常時連絡が取れる体制とすることを規定すること、また⑥現地における法令及び契約慣行をふまえ、必要に応じて、使用者（発注者）の免責について付記することを検討すること。

（4）再委託業務により、再委託先の業務従事者が危険地域に渡航し、あるいは業務に従事することが予期される場合は、委託先は再委託先と以下の対応について合意すること。

① 再委託先は、現地の警察、軍、治安関係者、その他のソースからの安全情報を収集し、必要なアドバイスを受ける。

- ② 再委託先の業務従事者は、携帯電話等の連絡手段を確保し、常に委託先と連絡を取ることを確保する。
- ③ 再委託先の対象地域での活動・地域間の移動は夜間外出禁止令に従い、原則として日の出から日の入りの間とする。
- ④ 再委託先の業務従事者の現地での活動計画について、1か月先までの活動計画書を常時委託先および委託先を通じて JICA 中東・欧州部ウクライナ支援室の案件担当者に共有する。
- ⑤ 再委託先の業務従事者の緊急連絡先を委託先、委託先を通じて JICA 中東・欧州部ウクライナ支援室の案件担当者に共有する。
- ⑥ 本業務実施中に業務対象地での安全性に懸念が生じ、JICA が対象地の変更や業務の一時中断を含めた判断を行った場合、再委託先は委託先または JICA からの連絡に従う。また、再委託先が安全確保を第一とする観点から業務を中断した場合、速やかに委託先および JICA 中東・欧州部ウクライナ支援室の案件担当者に報告する。

3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

4. 見積書作成にかかる留意事項

見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2023年10月（2024年10月追記版））」を参照してください。

（URL：<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

（1）報酬について

本件業務については、「紛争影響国・地域における報酬単価の加算」の対象としますので、月額報酬単価の上限額が加算されます。「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」の「別添資料2：報酬単価」より、「紛争影響国・地域における報酬単価（月額上限額）」を参照してください。

（2）契約期間の分割について

第1章「1. 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合（又は競争参加者が分割を提案する場合は、各期間分及び全体分の見積をそれぞれ作成してください。

(3) 上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積が提出された場合、同提案・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に別途提出してください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ① 超過分が切り出し可能な場合：超過分のみを別提案・別見積として提案します。
- ② 超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

(例) セミナー実施について、オンライン開催（上限額内）のA案と対面開催（上限超過）のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案することをプロポーザルに記載の上、別見積となる経費（B案の経費）とともに別途提出します。

【上限額】

50,288,000円（税抜）

※ 上記の金額は、下記（4）別見積としている項目、及び（5）定額計上としている項目を含みません（プロポーザル提出時の見積には含めないでください）。

※ なお、本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

(4) 別見積について（評価対象外）

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。下記のどれに該当する経費積算が明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積として認めず、自社負担とします。

- 1) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 2) 上限額を超える別提案に関する経費
- 3) 定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

(5) 定額計上について

■本案件は定額計上があります（21,716,000円（税抜））。

以下の費目を定額計上とします。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。

また、プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内の提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めず。定額を超える別提案をする場合は別見積としてください。その場合、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者からの見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

	対象とする経費	該当箇所	金額（税抜き）	金額に含まれる範囲	費用項目
1	VR ソフト開発及び VR 暴露治療方法に関するコンサルテーション業務	「第 2 章特記仕様書案 第 2 条業務の内容 1. (3)②	7,000,000 円	コンサルテーション業務一式	現地再委託
2	がん治療のための医療器材用のソフトウェアの導入・運営に関するコンサルテーション業務	「第 2 章特記仕様書案 第 2 条業務の内容 2. (2)	3,000,000 円	コンサルテーション業務一式	現地再委託
3	本邦招へいにかかる経費	「第 2 章特記仕様書案 第 2 条業務の内容 (2)	11,451,000 円	報酬（事前業務（3号 0.4 人月及び 5号 1 人月で想定、提案は認めない）、及び同行（現時点では 3 号 1.25 人月：招へい内容を踏まえ提案、見直し可）、直接経費 3,300,000 円）	報酬 国内業務費
4	安全対策経費		265,000 円	戦争特約保険	旅費（その他）

(6) 見積価格について

各費目にて合計額（税抜き）で計上してください。

（千円未満切捨て不要）

(7) 旅費（航空賃）について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更手数料の費用（買替対応費用）を加算することが可能です。買替対応費用を加算する場合、加算率は航空賃の10%としてください（首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く）。

(8) 機材について

業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

(9) 外貨交換レートについて

1) JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。
(URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html)

(10) ランプサム（一括確定額請負）型の対象業務

本業務においては、「第2章 特記仕様書」で指示したすべての業務を対象としてランプサム（一括確定額請負）型の対象業務とします。

(11) その他留意事項

1) 報酬は紛争影響国・地域における報酬単価（月額上限額）を上限とします

2) ウクライナ国では JICA 指定ホテルに宿泊し、手配は JICA が行いますが、支払いは各自となります。宿泊費は全ての格付けにおいて、100 ユーロ/泊で計上してください。宿泊日数が 30 日超、60 日超の場合の逡減は不要です。

3) ウクライナ迄の移動は、ポーランド（ワルシャワ）まで空路で入り、そこから陸路（車両）で国境の町（ヘウム/Chelm）まで移動。その後電車に乗り換えて鉄道移動。但し、ヘウムからの国際列車が満席の際は、プシェミスル（Przemysl）駅発着の国際列車を利用する場合があります。ポーランド・ウクライナ間の移動は JICA が手配・負担します。また、ワルシャワ空港若しくはヘウム駅で警護員が合流します。

- 4) ウクライナへの渡航は1回につき3名迄を上限としますので、渡航日程は柔軟に対応できるようご検討ください。
- 5) ウクライナ国内での移動の時に安全対策上必要となる防弾車と身辺警護員等は、JICA側が契約先の民間警備会社に委託し、それに係る費用を負担するため、見積書に含める必要はありません。

別紙：プロポーザル評価配点表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア) 各種支援体制 (本邦/現地)	3	
イ) ワークライフバランス認定	1	
2. 業務の実施方針等	(70)	
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	65	
(2) 作業計画等	(5)	
ア) 要員計画	—	
イ) 作業計画	5	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(20)	
(1) 業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価	業務主任者 のみ	業務管理 グループ/体制
1) 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者/〇〇</u>	(20)	(8)
ア) 類似業務等の経験	10	4
イ) 業務主任者等としての経験	4	2
ウ) 語学力	4	1
エ) その他学位、資格等	2	1
2) 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者/〇〇</u>	(—)	(8)
ア) 類似業務の経験	—	4
イ) 業務主任者等としての経験	—	2
ウ) 語学力	—	1
エ) その他学位、資格等	—	1
3) 業務管理体制	(—)	(4)